



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (四件) …… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除 …… (同) …… 五
 - 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等 …… (福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課) …… 六
 - 平成三十一年度ふく調理師試験の実施 …… (福祉保健局健康安全全部健康安全課) …… 八
 - 肥料の登録 …… (産業労働局農林水産部家畜保健衛生所) …… 九
- 公 告
- 軽油引取税に係る特約業者の指定 …… (主税局課税部課税指導課) …… 一〇
 - 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新 …… (生活文化局都民生活部管理法人課) …… 一〇
 - 特定非営利活動法人の認定 …… (同) …… 一〇
 - 開発行為に関する工事完了 (二件) …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課) …… 一〇

告示

- 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定 …… (環境局環境改善部大気保全課) …… 二
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 …… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件) …… (同) …… 三
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出 …… (同) …… 四
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要 …… (同) …… 四
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定 …… (水道局) …… 四
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止 …… (同) …… 五
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止 …… (同) …… 六

東京都告示第六百四十七号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

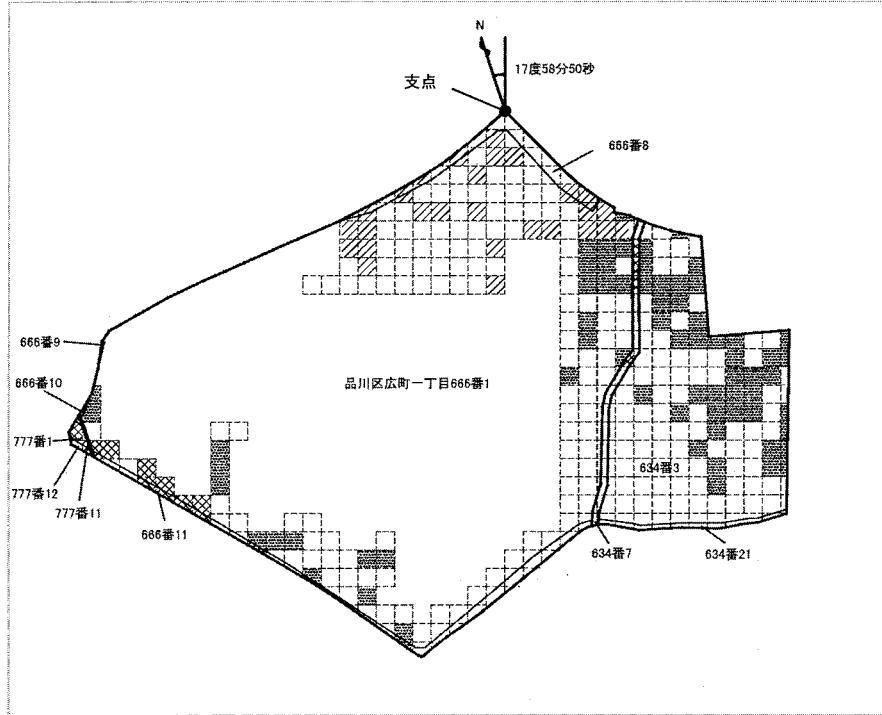
平成三十一年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (品川区広町一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、セレン及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- 単位区画

【支點】

支點は、品川区広町一丁目 666 番 8 の最北端とする。

【格子の回転角度 (17 度 58 分 50 秒)】

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成 30 年東京都告示第 1425 号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(平成 24 年東京都告示第 863 号により指定した区域)

●東京都告示第六百四十八号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月九日

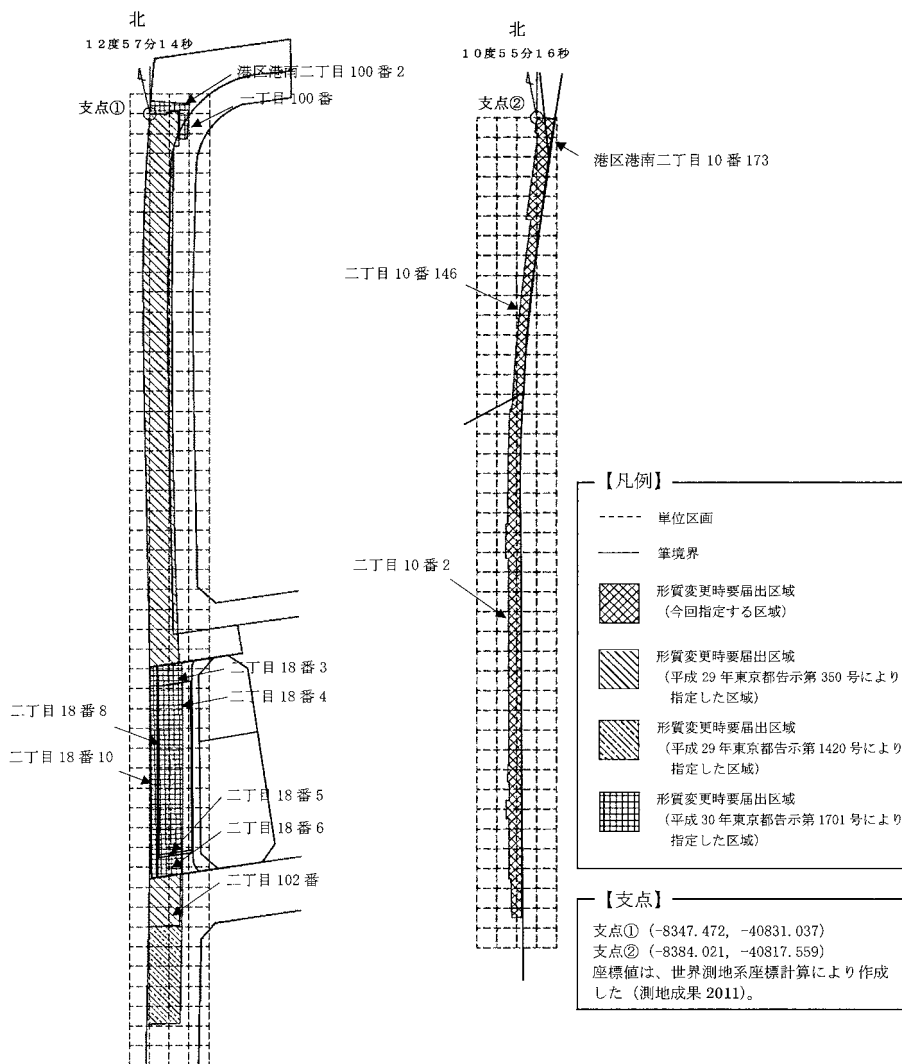
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (港区港南二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十号に該当する。

別図



【格子の回転角度(支点①12度57分14秒、支点②10度55分16秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百四十九号

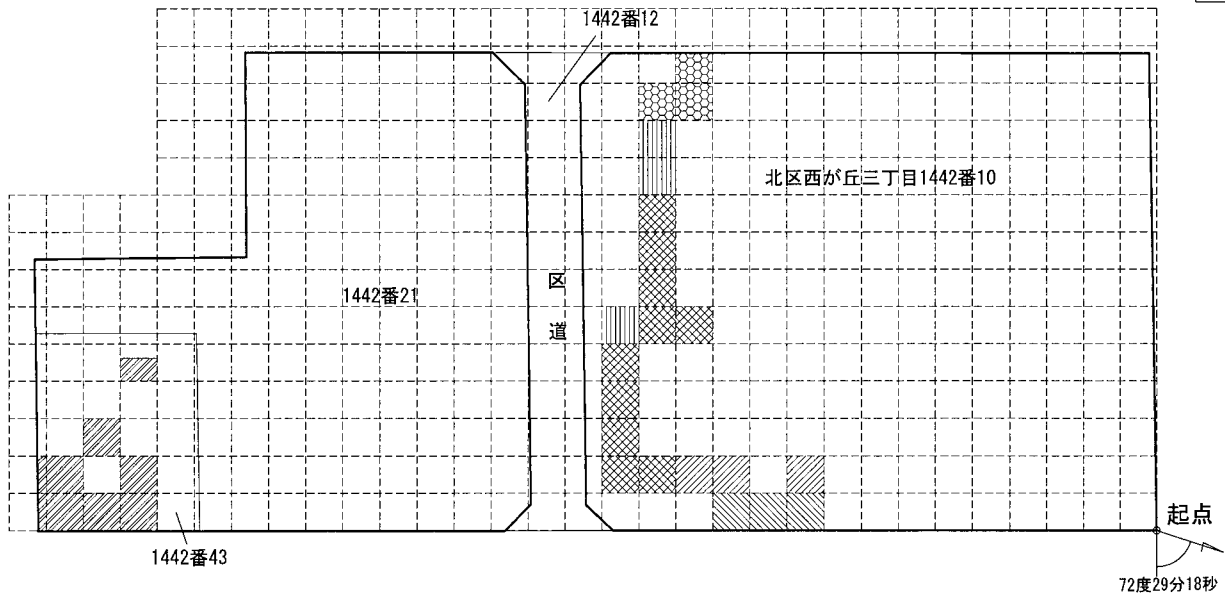
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(北区西が丘三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 四塩化炭素
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定及び原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【起点】
 起点は、北区西が丘三丁目1442番10の最北端とする。

【格子の回転角度(72度29分18秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】	
-----	単位区画境界線
—————	筆境界線
—————	敷地境界
	要措置区域(この告示により指定する区域)
	要措置区域(平成25年東京都告示第867号により指定した区域)
	要措置区域(平成26年東京都告示第917号により指定した区域)
	要措置区域(平成27年東京都告示第80号により指定した区域)
	形質変更時要届出区域(平成29年東京都告示第349号により指定した区域)
	要措置区域(平成30年東京都告示第713号により指定した区域)

●東京都告示第六百五十号

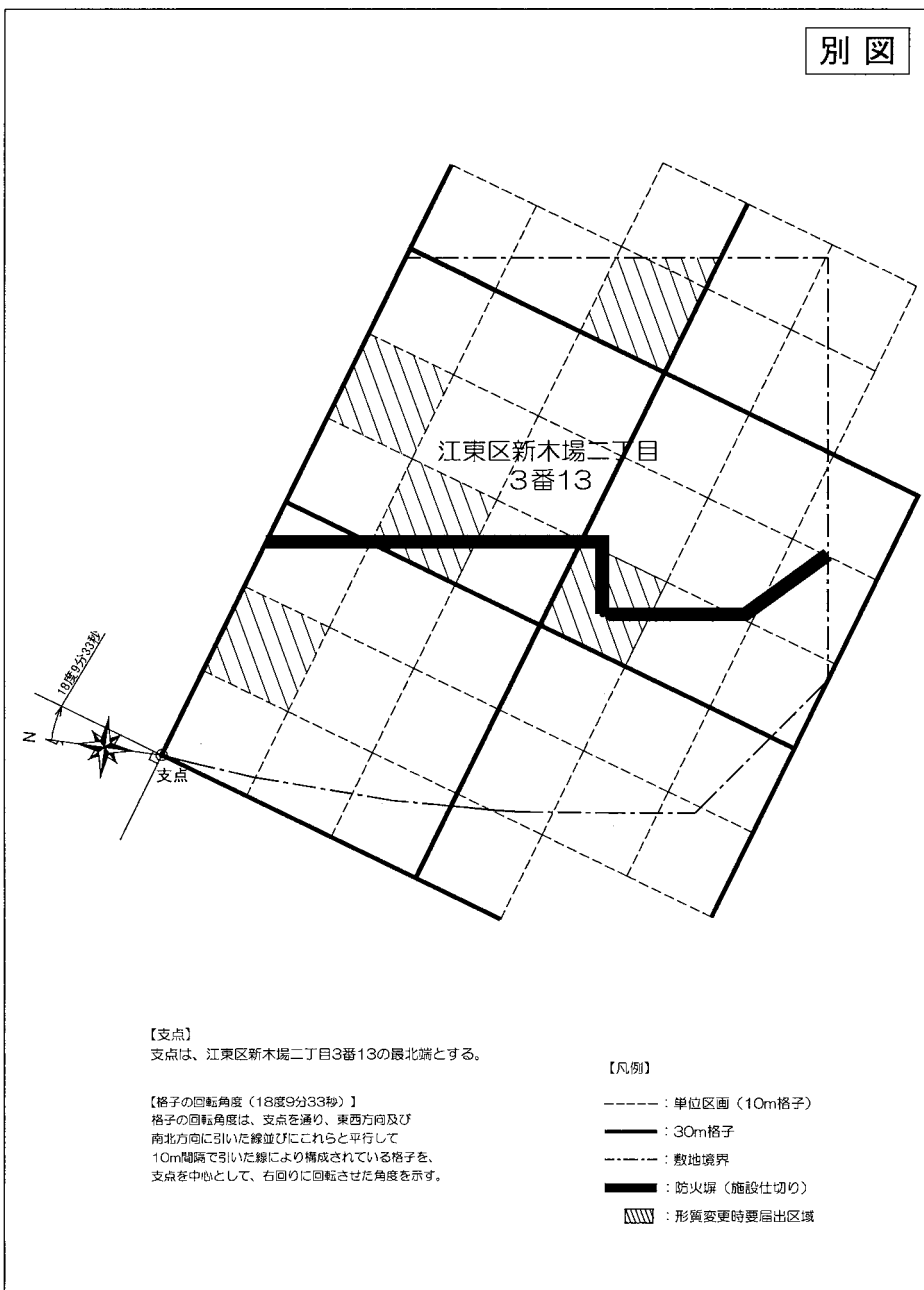
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月九日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新木場二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第六百五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第六百六十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月九日

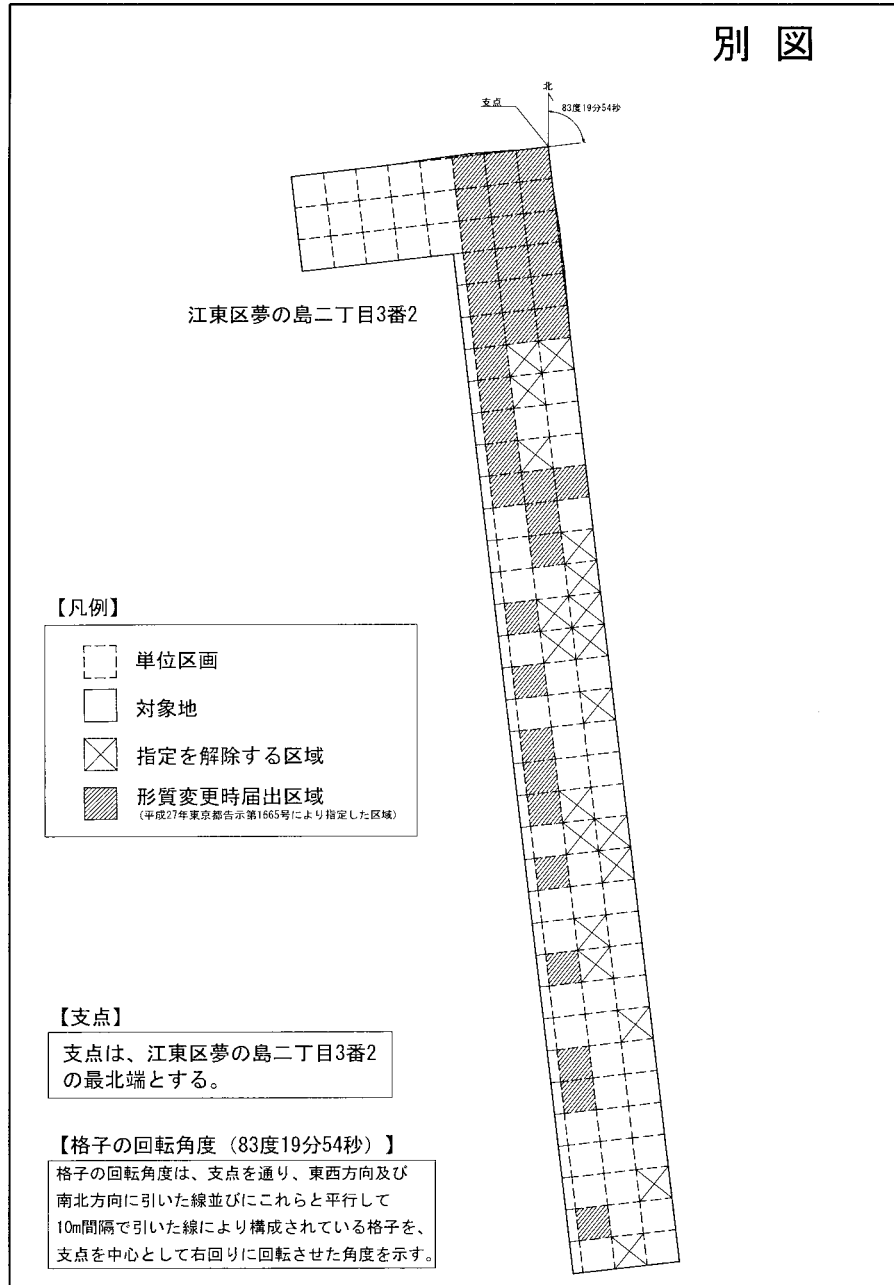
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区夢の島二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第六百五十二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十九年東京都規則第四百十八号。以下「規則」という。)第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更及び辞退の届出があったので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年四月九日

東京都知事 小池 百合子

第1 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で変更の届出があった医師

診療に従事する医療機関の変更

1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
藤野 雄次郎	眼科	平成31年1月31日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター 独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1	独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1
大橋 正明	眼科	平成31年2月6日	東京都立大塚病院 大橋眼科	豊島区南大塚2-8-1 豊島区南大塚2-11-4 アミビルA棟2階	東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1
五十嵐 勉	眼科	平成31年2月1日	日本医科大学付属病院 国民健康保険町立八丈病院	文京区千駄木1-1-5 八丈町三根26-11	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5

2 聴覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
西田 聡	耳鼻咽喉科	平成31年2月7日	アルパカ小児科耳鼻科クリニック	豊島区南長崎4-5-20 iTerrace落合南長崎3階306	医療法人社団千秋双葉会日本橋茅場町耳鼻咽喉科	中央区日本橋茅場町2-8-10 碧山ビル3階

3 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
森脇 宏人	耳鼻咽喉科	平成31年2月19日	ふじみ耳鼻咽喉科	杉並区高井戸西2-10-9 ノースメインビル1階	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36
吉越 彬	耳鼻咽喉科	平成31年1月15日	金町脳神経内科・耳鼻咽喉科	葛飾区金町6-4-3 金町メディカルモール401	同愛記念病院	墨田区横綱2-1-11

4 肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
稲島 勇仁	整形外科	平成31年2月1日	整形外科ゆうクリニック	渋谷区恵比寿3-48-2 101	医療法人社団礼恵会むすび葉クリニック 医療法人社団仁圭会整形外科病院	港区西麻布4-18-25 ヨシノハウス102 新宿区大京町27
高橋 正樹	整形外科	平成31年2月1日	平井リハビリテーション整形外科 つるかめクリニック	江戸川区平井4-11-4 2階 江戸川区松島1-41-20 グランソレイユ2階	つるかめクリニック	江戸川区松島1-41-20
山岡 桂太	整形外科	平成30年11月1日	医療法人社団ARCWELL多摩川ライフクリニック 医療法人社団ARCWELL駒澤ライフクリニック 医療法人社団ARCWELL旗の台ライフクリニック	狛江市東和泉3-12-2 鈴文ビル2階 世田谷区駒沢2-12-3 大幸ビル3階 大田区上池台1-12-5 長原ビル5階5A号室	医療法人社団ARCWELL多摩川ライフクリニック 医療法人社団ARCWELL旗の台ライフクリニック	狛江市東和泉3-12-2 鈴文ビル2階 大田区上池台1-12-5 長原ビル5階5A号室
安藤 亮	整形外科・リハビリテーション科	平成31年2月17日	医療法人社団慶泉会町田慶泉病院 安藤整形外科・形成外科	町田市南町田2-1-47 町田市成瀬4-1-1	あけぼの病院	町田市町中1-23-3

一戸 由美子	家庭医療科	平成31年3月1日	河北ファミリークリニック南阿佐谷	杉並区阿佐谷南1-16-8 3階・4階・6階	河北サテライトクリニック	杉並区阿佐谷北1-3-12 樺ビルディングB館
--------	-------	-----------	------------------	------------------------	--------------	-------------------------

5 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
前田 純一	呼吸器・甲状腺外科	平成31年1月1日	社会福祉法人三井記念病院	千代田区神田和泉町1	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1

6 腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
田中 好子	内科	平成23年6月1日	医療法人社団石川記念会新宿石川クリニック	新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル6階及び7階	新宿恒心クリニック	新宿区西新宿1-7-1
原 正樹	腎臓内科	平成31年1月26日	東京透析フロンティア池袋駅北ロクリニック 東京都立駒込病院	豊島区池袋2-63-4 1階及び2階 文京区本駒込3-18-22	東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22
片桐 大輔	腎臓外科	平成30年9月25日	国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1
平間 章郎	内科(腎臓内科)	平成30年4月1日	日本医科大学付属病院 日本医科大学腎科クリニック	文京区千駄木1-1-5 文京区本駒込1-7-15 アサカビル	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5

7 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
飯田 聡	外科	平成30年4月1日	公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町33-1	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
黒川 友晴	消化器外科	平成30年9月1日	医療法人社団大坪会東和病院	足立区東和4-7-10	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1

8 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
植松 淳一	内科	平成30年11月1日	医療法人社団ARCWELL多摩川ライフクリニック 医療法人社団ARCWELL駒澤ライフクリニック 医療法人社団ARCWELL旗の台ライフクリニック	狛江市東和泉3-12-2 鈴文ビル2階 世田谷区駒沢2-12-3 大幸ビル3階 大田区上池台1-12-5 長原ビル5階5A号室	医療法人社団ARCWELL多摩川ライフクリニック 医療法人社団ARCWELL旗の台ライフクリニック	狛江市東和泉3-12-2 鈴文ビル2階 大田区上池台1-12-5 長原ビル5階5A号室
渡邊 千之	外科	平成17年4月1日	河北リハビリテーション病院	杉並区堀ノ内1-9-27	自衛隊中央病院 国家公務員共済組合連合会三宿病院	世田谷区池尻1-2-24 目黒区上目黒5-33-12
辻 昌孝	胃腸内科・消化器内科	平成31年2月1日	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会昭島病院 医療法人社団康風会方南町胃腸内科・内視鏡クリニック	昭島市中神町1260 杉並区方南2-19-2 鈴力ビル3階301号室	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会昭島病院	昭島市中神町1260

診療に従事する医師の氏名の変更

1 腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	医療機関所在地	変更前	医療機関所在地
中島 絵美	腎臓内科	平成31年4月1日	中島 絵美	同愛記念病院 墨田区横網2-1-11	佐々木 絵美	同愛記念病院 墨田区横網2-1-11

第2 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で辞退する医師

1 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
博久 詠司	耳鼻咽喉科	平成31年4月1日	ひろ耳鼻科クリニック	渋谷区恵比寿西1-6-7 サ ニーガーデン3階
石川 紀彦	耳鼻咽喉科	平成31年2月5日	石川ひばり耳鼻咽喉科 公益財団法人東京都保健医療公社多摩北 部医療センター	西東京市ひばりが丘北3-3- 14 第2並木ビル2階1号 東村山市青葉町1-7-1

2 肢体不自由の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
帯包 雄次郎	脳神経外	平成31年2月28日	医療法人社団昌医会葛西昌医会病院	江戸川区東葛西6-30-3

3 担当科目 腎臓機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
徳中 荘平	泌尿器科	平成31年2月13日	医療法人社団石川記念会新宿石川病院 医療法人社団石川記念会国領石川クリニッ ク	新宿区西新宿7-9-18 調布市国領町4-8-3 調布亀 乃子ビル2階

●東京都告示第六百五十三号

東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。)第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成三十一年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

(一) 学科試験

平成三十一年七月二十七日(土曜日) 午前十時から
午前十一時三十分まで

(二) 実技試験

平成三十一年七月二十九日(月曜日) から同年八月
二日(金曜日) までの間に行い、各受験者宛て試験日
時を通知する。

二 試験会場

学校法人後藤学園(豊島区南池袋三丁目十二番五号)

三 試験内容

(一) 学科試験

ア 条例及び東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則
(昭和六十一年東京都規則第二百二十三号。以下「規
則」という。)に関する事。

イ ふぐに関する一般知識

(二) 実技試験

ア ふぐの種類及び内臓の識別に関する事。

イ ふぐの処理技術

四 試験手数料

一万九千七百円

五 願書受付期間

平成三十一年六月十一日(火曜日)から同月十三日(木曜日)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後三時三十分まで

六 願書受付場所

東京都庁第二本庁舎一階臨時窓口(新宿区西新宿二丁目八番一号)

七 受験資格

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)による調理師免許を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

(一) 東京都知事の与えた免許を有するふぐ調理師の下で、ふぐの取扱(条例第十条第一号及び第三号に規定する場合を除く。)に一年以上従事した者

(二) (一)のふぐの取扱いに一年以上従事した者と同等以上の経験を有する者として次に掲げるもの

ア 次に掲げる府県の知事の与えたふぐの処理に関する免許を有する者

- 埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県

イ 次に掲げる県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の知事又は市長が二年以上ふぐの処理に従事した者を対象として行うふぐの処理に関する講習会を修了し、当該知事又は市長がふぐの処理を行うことを認めた

者

宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、岐阜県、三重県、広島県、佐賀県、長崎県、沖縄県、仙台市、宇都宮市、前橋市、高崎市、広島市又は福山市

八 合格発表

平成三十一年十月一日(火曜日)午前十時から午後四時三十分まで、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎三十階南側)及び東京都市場衛生検査所(江東区豊洲六丁目六番一号(豊洲市場内))に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都福祉保健局ホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/index.html>)上合格者の受験番号を掲載する。

九 その他

(一) 受験願書用紙等は、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課及び東京都市場衛生検査所において、平成三十一年五月十三日(月曜日)から配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三二〇)四三五八)に問い合わせること。

●東京都告示第六百五十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定に基づき、次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十一年四月九日

東京都知事 小池 百合子

登録番号	東京都第九六七号	有効期限	平成三十七年 二月十二日	肥料の種類	西かす粉末	肥料の名称	八・〇養肥西かす粉末	保証成分量(%)	養分全量八・〇	その他の規格	おり 公定規格のと	生産業者の名称及び住所	東京リングラ ンズ協同組合 墨田区東墨田一丁目九番一号
------	----------	------	-----------------	-------	-------	-------	------------	----------	---------	--------	--------------	-------------	-----------------------------------

公告

軽油引取税に係る特約業者の指定について

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四
四条の九第一項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都
条例第五十六号)第百三条の六第一項の規定により、特約
業者を次のとおり指定した。

平成三十一年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は
名称 氏名 事業所の所在地 指定年月日
東網商事 小関 和廣 千代田区外神田四 平成三十一年
株式会社 丁目五番五号 三月一日

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一
条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、
同法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第
二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規
則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三
の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人おんがくの共同作業場
- 二 代表者の氏名 渡部 智也

三 主たる事務所の所在地

東京都立川市曙町二丁目二十五番一号

四 更新された認定の有効期間

平成三十年七月三十一日から平成三十五年七月三十日
まで

まで

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四
条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、
同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例
の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三
号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。
平成三十一年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人インターナショナル・セイル・ア
ンド・パワー・アソシエーション・ジャパン

二 代表者の氏名

ロバートセンドー

三 主たる事務所の所在地

東京都港区麻布台三丁目四番十二号 麻布台ロイヤル
プラザ五〇二号室

四 従たる事務所の所在地

神奈川県横浜市磯子区洋光台五丁目六番二十三―四〇

一 号

五 認定の有効期間

平成三十一年二月二十日から平成三十六年二月十九日
まで

まで

一 名称

特定非営利活動法人えどがわエコセンター

二 代表者の氏名

小林 豊

三 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区船堀四丁目一番一号 江戸川区総合区
民ホール内

四 認定の有効期間

平成三十一年三月一日から平成三十六年二月二十九日
まで

まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。
平成三十一年四月九日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

金 子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

あきる野市高尾字瀬戸五十三 練馬区石神井町二丁目二十
番、五十四番一、五十五番、 六番十一号

五十六番四の一部及び字番場 一建設株式会社

二十五番四 代表取締役 堀口 忠美

青梅市新町五丁目三十五番十 新宿区高田馬場三丁目四十
七 六番二十五号

アイデイホーム株式会社

代表取締役 久林 欣也

武蔵村山市残堀四丁目六十四 東大和市上北台三丁目四百

番六

十一番地一
株式会社ティエラ
代表取締役 東宮 博士

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年四月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東村山市栄町一丁目三十六番
十二、同番二十三、同番六十
九、同番七十一及び同番九十
六から同番九十九まで
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

三鷹市中原三丁目六百十二番
七の一部、同番十五及び同番
十七の一部
三鷹市中原四丁目二十八番
九号
小川 千里

小金井市中町二丁目二千七百
十八番一、同番十七及び同番
十八
武蔵野市境二丁目二番七号
パラダイスリゾート株式会
社
代表取締役 森 和彦

小平市小川町二丁目千八百五
十八番五及び千八百五十九番
五から同番十五まで
小平市小川町二丁目千八百
六十一番地
立川 シゲ

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定につ
いて

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十
二年東京都条例第二百五十五号）第二百二十七条第二項に規定

する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認めら
れる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機
器認定要綱（平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二
号）第六条第一項の規定により、次のように認定したので、
同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

平成三十一年四月九日

東京都知事 小池 百合子

一 認定した機器等

グレードA

別記のとおり

二 認定年月日

平成三十一年三月十二日

別記

グレードA

認定番号

GAX一八四〇〇一
GAX一八四〇〇二

認定機器の種類

蒸気ボイラー
同右

代表型式の名称

EQS一502NMほか一型式
EQS一402NMほか一型式

申請者の氏名又は名称

株式会社日本サーモエナー
同右

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十一年四月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) 江東橋計画
- 二 店舗所在地 墨田区江東橋五丁目五番五号ほか
- 三 設置者名 JR西日本不動産開発株式会社
- 四 設置者住所 大阪府大阪市北区中之島二丁目二番七号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定
- 六 新設をする日 平成三十一年十月二十七日
- 七 店舗面積の合計 二千二百六十四平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 七十六台
- 九 駐輪場の位置及び 店舗北西側 百十五台

<p>収容台数</p> <p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 七十三平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十一・五〇立方メートル</p> <p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時</p> <p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時</p> <p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時四十五分から午後十時十五分まで</p> <p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗北西側</p> <p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p> <p>十七 届出日 平成三十一年二月二十六日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 平成三十一年四月九日から同年八月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成三十一年四月九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>一 店舗名 三菱ビル・丸の内二丁目ビル</p> <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目五番一号ほか</p> <p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ニコンメガネほか九名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ニコンメガネほか九名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 コーチ・ジャパン合同会社</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 渋谷区神宮前四丁目二十六番十八号原宿ピアザビル六階</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 港区六本木六丁目十番一号六本木ヒルズ森タワー十九階</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一</p>
<p>十 変更前の小売業者の代表者名 柳澤 綾子</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 ジョルジョ サルネ</p> <p>十二 変更日 平成三十一年二月三日ほか</p> <p>十三 届出日 平成三十一年二月十九日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 平成三十一年四月九日から同年八月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一</p>

号)に到着するように提出してください。

平成三十一年四月九日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 F Fビル

二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十六番六号

三 設置者名 株式会社三峰

四 設置者住所 新宿区新宿三丁目二十二番七号

五 変更前の閉店時刻 午後九時

六 変更後の閉店時刻 午後十時

七 変更日 平成三十一年五月十五日

八 届出日 平成三十一年二月二十一日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 平成三十一年四月九日から同年八月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六

条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年四月九日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 株式会社三鷹中央ビル

二 店舗所在地 三鷹市下連雀三丁目二十八番二十号

三 設置者名 独立行政法人都市再生機構

四 店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日 平成二十五年十一月二十二日

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十一年四月九日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業

イ 店舗所在地 小金井市本町六丁目千九百十番ほか

ウ 設置者名 武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合

(二)ア 店舗名 ノジマ青梅インター店

イ 店舗所在地 青梅市新町六丁目十六番十一ほか

ウ 設置者名 株式会社ノジマ

(三)ア 店舗名 (仮称)マルエツ水道町店

イ 店舗所在地 新宿区水道町二十九ほか

ウ 設置者名 三晃印刷株式会社

(四)ア 店舗名 (仮称)稲城小田良SC計画

イ 店舗所在地 稲城市大字坂浜、大字平尾(小田良

土地区画整理地区内)

ウ 設置者名 野村不動産株式会社

(五)ア 店舗名 三鷹ショッピングセンター第一ビル

イ 店舗所在地 三鷹市下連雀三丁目二十八番二十三

一三〇〇号

ウ 設置者名 三鷹センター街協同組合

二 東京都の意見の概要

ア 概要

一(一)から(五)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 平成三十一年三月五日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

平成三十一年四月九日から同年五月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成三十一年四月九日

東京都水道局長 中嶋 正宏

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
九八二二	株式会社 藤川設備	藤川 裕次	埼玉県川口市上青木西二丁目四番三十一号	同日
九八二一	株式会社 ナマタメ	生天目 剛	神奈川県横浜市港北区新吉田東二丁目十九番九号	同日
九八二〇	有限会社 クローバンプラミ	町田真由美	足立区綾瀬三丁目十四番六・三〇五号	同日
九八一九	伊佐設備工業株式会社	金井 光夫	神奈川県相模原市中央区田名五千九百四十一番地一	同日
九八一八	株式会社 東京住宅設備	一條 光夫	大田区矢口二丁目二番十一号	同日
九八一七	株式会社 一心	土屋 孝広	練馬区大泉町二丁目四十七番二十号	同日
九八一六	アズビル金門エンジニアリング株式会社 関東支社	由井 文雄	神奈川県川崎市中原区下小田中二丁目十八番一号	同日
九八一五	柳谷工業	柳谷 拓志	国立市青柳一丁目五番地の二十	平成三十一年二月二十六日
九八三三	新堀建設工業株式会社	新堀 幸一	西多摩郡奥多摩町氷川四百八十六番地二	同日
九八二四	井上工業所	井上 庄二	八王子市横川町七百六十六番地	同日
九八二五	小谷設備	小谷 和久	千葉県南房総市白浜町根本千六百二十四番地四十五	同日
九八二六	ビフォーアフター	向平 和正	千葉県千葉市美浜区幸町一丁目五番一棟一三〇四号	同日
九八二七	株式会社 相馬水閣	相馬研一郎	板橋区高島平七丁目十九番五号	同日
九八二八	松原綜合サービス株式会社	松原 憲蔵	大田区東糀谷一丁目十四番八号	同日
九八二九	エモーションクリエイト株式会社 東京支店	土鼻 亜耶	世田谷区桜新町一丁目十五番一号楼五号	同日
九八三〇	株式会社 わたなべ	渡邊 敬介	神奈川県横浜市港北区高田西一丁目十二番三十二号	同日
九八三一	株式会社 いいくら	若林 祐介	足立区竹の塚一丁目十一番十一号	同日
九八三二	渡辺工業	渡邊 嘉謙	世田谷区駒沢三丁目一番十五号	同日
九八三三	小川設備企画	小川 直也	西東京市住吉町五丁目五番三三〇	同日
九八三四	コウキ水道店	高野 幸貴	八王子市絹ケ丘三丁目三十五番二	同日
九八三五	Shin Waterホールディングス株式会社	小金丸悦広	世田谷区下馬五丁目二番十五番十二号	同日
三〇一七	井上工業所	井上 良雄	八王子市横川町七百六十六番地	平成三十一年二月二十五日
三三九七	川上設備	川上日出夫	江東区清澄三丁目六番十二号	同日
八七九二	伊佐設備工業	金井 光夫	神奈川県相模原市中央区田名五千九百四十一番地一	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について
 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。
 平成三十一年四月九日
 東京都水道局長 中 嶋 正 宏

九一三五 眞和工業 小金丸悦広 世田谷区下馬五丁目二十五番十二号ユーホリア下馬二〇一

九二四八 ナマタメ 生天目 剛 神奈川県横浜港北区新吉田東三丁目二十四番二十五号

九三五七 渡邊設備 渡邊 敬介 神奈川県川崎市中原区井田二丁目三十三番十六号

九六六四 一條設備 一條 光夫 大田区矢口二丁目二十二番十一号

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の休止の届出があった。

平成三十一年四月九日

東京都水道局長 中嶋 正宏

指定番号 商号 代表者 住所 休止年月日

九六六五 合同会社 アイタス ホーム 高木 元宏 板橋区高島平一丁目二番十一号 平成三十一年二月一日

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三)八二二(五二〇一)(代) 郵便番号 113-0001

